



教 小 第 4 4 7 号
平成 2 7 年 1 2 月 1 日

各市町村教育委員会教育長 }
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

体罰防止について (通知)

体罰防止につきましては、日頃から、格別の御指導をいただいているところですが、このたび、部活動指導中に体罰及び暴言による不適切な指導を行った公立中学校教員に対し、懲戒処分(減給3月)を行ったところであり、大変憂慮すべき事態であると受け止めています。

体罰は、教職員全体の信用を失墜させ、県民の教育への信頼を著しく損なうものであります。教育公務員として、今一度、原点に立ち返り、その使命を自覚するとともに、職責を果たすために、どのような行動を取らなければならないのか、一人一人が考える必要があります。

各市町村教育委員会におかれましては、管内各学校において、12月の職員会議等で、別添リーフレットを教職員に配布し、体罰防止を徹底するよう、今一度御指導をお願いします。特に、中学校における部活動担当教員については、特段の御配慮をお願いします。

体罰で育つ子供はいない 体罰は教育ではない 体罰は決して許されない



体罰は、学校教育法に違反するのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決の志向を助長し、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあり、いかなる場合でも決して許されません。
(埼玉県教育委員会)

3つの責任…【教育公務員としての自覚】

行政上の責任

体罰を加えた教職員、監督責任者である校長等は、懲戒処分の対象になります。

懲戒処分には、戒告、減給、停職、免職があります。
禁固刑以上の刑に処せられた場合は失職となり、教育職員免許状も失効します。

刑事上の責任

場合によっては、暴行罪あるいは傷害罪が成立し、起訴された場合には、罰金刑あるいは懲役等の判決を受けることが考えられます。

民事上の責任

体罰を加えた教職員、監督責任者である校長等は、民事上の損害賠償請求事件の被告として、その責任を問われることもあります。

学校教育法【法令遵守は公務員の義務】

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学省大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

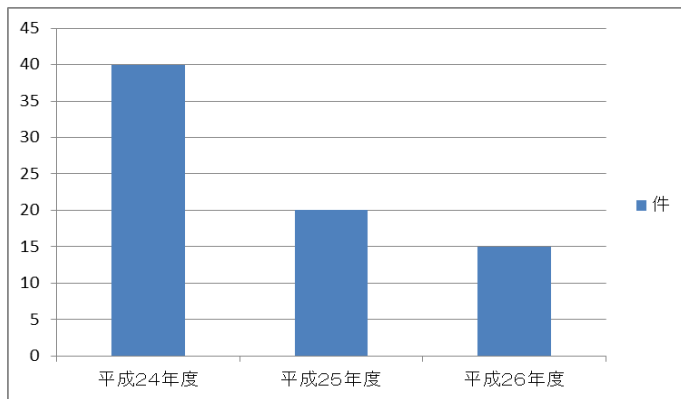
※ 文部科学省大臣の定め ⇒ 学校教育法施行規則第26条

※ 【参考】「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」

(平成25年3月18日付け 教小第641号)

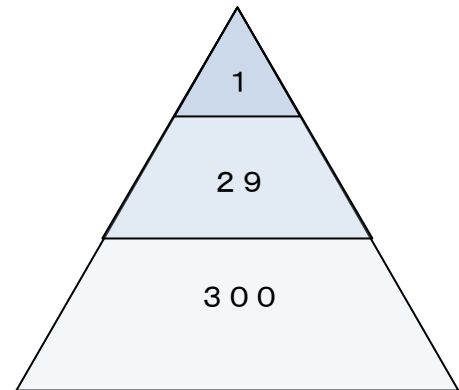
埼玉県現状【ヒヤリ・ハットをゼロに】

体罰の発生件数（小中学校等の状況）



平成26年度に埼玉県内で発生した、体罰とまではいかないが、「不適切な指導」の件数
⇒ **159件**

ハインリッヒの法則



1件の大きな事故の裏には、29件の軽微な事故、そして300件のヒヤリ・ハット（事故には至らなかったもののヒヤリとした、ハットとした事例）がある。

要因と対策【対策の確実な実施】

自分の指導が理解されているという誤解や、自分は正しいという慢心があった。

指導力の向上

児童理解に基づく、粘り強い指導を行うこと。

特定の教員に指導を任せっきりになっている中、任せられた教員が指導に行き詰まりを感じた。

組織的な指導体制の確立

特定の教員が抱え込まないように、組織的な指導を徹底すること。

勝利至上主義になった教員が、試合に勝つことだけが児童生徒のためになることと考えた。

部活動指導における取組

部活動の本来の意義を再確認すること。

体罰や不適切な指導を目撃した教員が、見て見ぬふりをした。

報告及び相談の徹底

報告・相談は、事故を未然に防ぐ手立てであることを確認すること。

指導効果が表れないことに焦り、カッとなってしまった。

アンガーマネジメント

怒りの感情をコントロールし、冷静な指導を行うこと。

※ 「アンガーマネジメント」とはアメリカで始まった怒りの感情と上手に付き合うための心理技術。（深呼吸、数唱、自己呼びかけ、リフレーミングなど）

体罰の根絶には、教職員一人一人の自覚と責任、校長を中心とした組織的対応、風通しの良い職場づくりが大切です。